


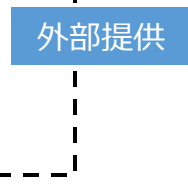


【想定される状況】

- 市区町村内では、大雨による水害が発生しており、一部の地域において更なる浸水被害が発生するおそれが生じた。
 - 市区町村の避難行動要支援者名簿等の担当部局は、避難支援等の実施を目的とし、避難支援等関係者に対して、「避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）」を対象地域を限定したうえで提供し、提供先へは適正な情報管理を図るよう説明を行った。
- ※個別避難計画も基本的には同様。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報	利用目的
避難行動要支援者名簿 の担当部局 (市区町村)	名簿情報  名簿情報の漏えい等の防止に必要な措置 	
避難支援等関係者その他の者 (避難支援等関係者(消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織)のほか、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊、他の都道府県警察からの応援部隊等)	災害時における避難支援等の実施  外部提供 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援等の実施



関係条文等

- **災害対策基本法第49条の11に名簿情報の利用及び提供について、第49条の12において名簿情報を提供する場合における配慮**について規定されている。



指針の方向性

- 災害対策基本法第49条の11において名簿情報の利用及び提供について規定されており、同条第3項において**災害時（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合）**においての名簿情報の提供について規定されている。
- さらに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）」にて、適正な情報管理が図られるよう、取扱う者を限定するよう説明することなどのほか、名簿情報の破棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められることなどを明示している。
- 取組指針について、より一層の理解促進に努めることが重要であると認識しており、「**防災分野における個人情報**の取扱いに関する指針」の中で**取組指針を参照するよう記載し、本指針の周知にあわせて内容の周知を図ること**としたい。



第四十九条の十 (避難行動要支援者名簿の作成)

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項



第四十九条の十一 (名簿情報の利用及び提供)

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、**災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護**するために特に必要があると認めるときは、**避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。**この場合においては、名簿情報を提供することについて**本人の同意を得ることを要しない。**



第四十九条の十二 (名簿情報を提供する場合における配慮)

市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



P.46～47

○ 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる（法 49条の12）。

<市町村が講ずる措置例>

- ・避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・災対策に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明すること
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・名簿情報の取扱状況の報告を求めること
- ・平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求めること
- ・避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること



【想定される状況】

- 市区町村の避難行動要支援者名簿の担当部局は、避難行動要支援者名簿に掲載された人のうち、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意される方を把握するため、制度を案内した上で、同意の確認を行った。
- 同意を得られた対象者については、避難支援等関係者に対して、名簿情報の提供を行った。
- ※個別避難計画も基本的には同様。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報	利用目的
避難行動要支援者名簿の担当部局 (市区町村)	名簿情報 → 同意確認 → 名簿情報 (同意確認済み) → 名簿情報の漏えい等の防止に必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練の実施 安否確認の実施
避難支援等関係者 (消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等)	避難訓練、安否確認など 平常時・災害時に支援を実施 名簿情報 (同意確認済み) ← 外部提供 	等



関係条文等

- **災害対策基本法第49条の11に名簿情報の利用及び提供について、第49条の12において名簿情報を提供する場合における配慮**について規定されている。



指針の方向性

- 災害対策基本法第49条の11において名簿情報の利用及び提供について規定されており、同条第2項において**平常時（災害発生に備えた場合）**において**名簿情報の提供**について規定されている。
- さらに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）」にて、福祉専門職等の協力を得て、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要であること、適正な情報管理が図られるよう提供先に対し研修を開催するなど適切な措置を講ずるよう努めることが求められることなどを明示している。
- 取組指針について、より一層の理解促進に努めることが重要であると認識しており、「**防災分野における個人情報の取扱いに関する指針**」の中で**取組指針を参照するよう記載し、本指針の周知にあわせて内容の周知を図ること**としたい。
- なお、災害対策基本法第49条の11第2項ただし書きの規定により、条例による特別の定めがある場合は、本人の同意を要しない。この場合における対応の詳細については、「取組指針」及び内閣府及び消防庁による通知※に明記し、取組を促しているところ。「**防災分野における個人情報の取扱いに関する指針**」の中で**取組指針や通知を参照するよう記載し、本指針の周知にあわせて内容の周知を図ること**としたい。

※避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について（令和4年6月28日付け府政防第1105号・消防災第163号）

※改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供に関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて（令和4年9月2日付け府政防第1284号・消防災第194号）



第四十九条の十一 (名簿情報の利用及び提供)

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、**災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、**地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「**避難支援等関係者**」という。）**に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。**

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。



4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(3) 条例による特別の定めがない場合について (抄)

- 災対法第49条の11第2項に規定する条例に特別の定めがない場合、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけを行い、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。

その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、福祉事業者、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、福祉専門職等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。また、福祉専門職、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することが同意につながる可能性があることに留意すべきである。

また、本来業務の機会を捉えるなどして、福祉専門職等の協力を得て、福祉専門職等とともに避難行動要支援者に自宅の災害リスク等について、ハザードマップ等を通じて確認していただくことや、避難支援の必要性に関する啓発活動などを通じて、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。

- 避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切である。【例2 (P50)参照】

(略)

- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる (法 49条の12)。



4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(2) 条例による特別の定めについて (抄)

- 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別の定めがある場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないこととしているので、市町村の実情に応じ、必要な対応を検討されたい。

なお、個人情報保護条例に規定されている一般的な個人情報の外部提供に関する規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当する(参考：平成25年通知IV 5 (3) ②I) が、令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日)後は、一般的な個人情報の外部提供は、個人情報保護条例でなく、改正個人情報保護法で規定されることとなることから、一般的な個人情報の外部提供に関する定めをもって、災害対策基本法における条例の特別の定めとすることはできなくなることに留意されたい。

- 改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなるが、改正個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行後は、災対法第49条の11第2項の規定により、条例に特別の定めがある場合は、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しない。



府 政 防 第 1105 号
消 防 災 第 163 号
令 和 4 年 6 月 28 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況を把握するため、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査について(照会)」(令和4年1月14日付け府政防第214号、消防災第14号)において報告を依頼していたところであり、調査結果(以下「本調査結果」という。)について、別添のとおり取りまとめました。

この結果、個別避難計画が未策定の市町村は574団体(33.0%)あり、そのうち、令和5年度以降に着手予定の市町村が288団体(16.5%)ありました。

各都道府県においては、避難行動要支援者の避難確保に向け、名簿情報の提供・活用、個別避難計画の作成が進むよう、下記の事項を御理解の上、管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難行動要支援者名簿関係

(1) 避難行動要支援者名簿の更新について (略)

(2) 平常時からの名簿情報の提供・活用の推進

過去の災害においては、平常時に提供された名簿を活用し、避難行動支援や安否確認等が実施されており、平常時から名簿を提供し避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援ひいては避難行動要支援者の安全確保に効果的である(参考資料1.(1))。

平常時から名簿情報を提供していない市町村(本調査結果では182団体)においては、地域の実情に応じ、外部提供への本人同意の取得や参考資料1.(2)にあるような本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となる条例の制定を検討し、避難支援等関係者への名簿情報の事前提供を進めること。

(3) 改正個人情報保護法の施行後の名簿情報等の取扱い

令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行(令和5年4月1日)後は、一般的な個人情報の外部提供は個人情報保護条例ではなく、改正個人情報保護法で利用目的以外の利用が制限されることとなるが、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、本人同意を得た上で、平常時から名簿情報を外部に提供することが可能である(条例に特別の定めがある場合(参考資料1.(2))は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず提供できる。)

なお、「個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の一般的な個人情報の外部提供に関する規定を根拠として、平常時に名簿情報を提供するという運用を

・すでに行っている市町村(本調査結果では81団体)

・今後、改正個人情報保護法が施行されるまでの期間に行うこととしている市町村における、上記の運用の施行後の取扱いについては、本通知とは別に、内閣府及び消防庁から考え方を示す予定であること。

また、名簿情報に係る取扱いと同様、災害対策基本法第49条の15第2項に基づき個別避難計画情報を平常時に提供する運用の取扱いについても、今後、考え方を示す予定であること。

2. 個別避難計画関係

(1) 実効性のある個別避難計画作成に向けた取組 (略)

(2) 個別避難計画作成の優先度の検討 (略)

(3) 個別避難計画の策定状況 (略)

(4) 今後の個別避難計画の策定の進め方 (略)

<問合せ先>

個別避難計画の調査に関すること：内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付
藤田参事官補佐、塚原主査、草間事務官、石塚事務官
TEL：03-3501-5191 FAX：03-3502-6034 E-mail：y-hinan.k4n@cao.go.jp

避難行動要支援者名簿の調査に関すること：消防庁国民保護・防災部防災課
鈴木補佐、青木係長、木本事務官
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535 E-mail：bousaityousei@ml.soumu.go.jp

(参考) 改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供に関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて



府政防第 1284 号
消防災第 194 号
令和 4 年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長

改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供に
関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて

防災行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地方公共団体における個人情報の取扱いについては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 3 年法律第 37 号)第 51 条の規定により「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)が改正され、令和 5 年 4 月 1 日以降は、改正後の個人情報保護法(以下「改正個人情報保護法」という。)において規定されることとなります。

このことに関して、「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」(令和 4 年 6 月 28 日付け府政防第 1105 号、消防災第 163 号)において、改正個人情報保護法の施行後の災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書及び第 49 条の 15 第 2 項ただし書に規定される「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて、別途、考え方を示すこととしておりましたが、下記のとおり、留意点を示しますので、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、地域防災計画の修正など必要な見直しを速やかに進められるようお願いいたします。

なお、本件については、個人情報保護委員会事務局と協議済みであり、また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

(1) 個別条例において明文で根拠を設けている場合

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書及び第 49 条の 15 第 2 項ただし書の「条例に特別の定めがある場合」であって個別条例において条例上明文で根拠を設けている場合(別紙 1 (1) 参照)については、改正個人情報保護法が全面施行される令和 5 年 4 月 1 日以降の法体系に適合するため、特段の改正を行う必要は無く、引き続き、そのままの形で運用を行うことができる。

(2) 個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合

改正個人情報保護法施行後は、目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定について条例に置くことが許容されないこととなる。このため、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合(別紙 1 (2) 参照)については、改正個人情報保護法施行後は、外部提供を行うことができなくなるので、以下の例を参考とした対応が必要となる。

対応例①

個別条例を制定し、災害対策基本法に基づき外部提供に際して本人同意を不要とする旨などを規定すること。(別紙 2 (1) 参照)

対応例②

改正個人情報保護法施行を受けた個人情報保護条例の改廃に併せて、個人情報保護法に関する条例と一体となる形で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供について審議会等の意見を聴いて実施する旨などを規定すること。(別紙 2 (2) 参照)

対応例③

条例による特別な定めを制定せず、避難行動要支援者等に対して外部提供に関する本人同意を得ること。

<補足>

○ 別紙 1、別紙 2 及び参考資料は、便宜的に避難行動要支援者名簿に関して示しているが、個別避難計画に関しても同様である。

<問合せ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付
藤田参事官補佐、塚原主査、草間事務官、吉岡事務官
電話：03-5253-2111(代表)、03-3501-5191(直通) ファクシミリ：03-3502-6034
電子メール：y-hinan.k4n@cao.go.jp

消防庁国民保護・防災部防災課
鈴木補佐、青木係長、木本事務官
電話：03-5253-7525 ファクシミリ：03-5253-7535
電子メール：bousaityousei@m1.soumu.go.jp